介護看護多機能サービスマチニワ運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人信愛会が開設する介護看護多機能サービスマチニワ(以下「事業所」という。)が行う看護小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、看護職員及び介護職員(以下「介護職員等」という。)が要介護状態にある高齢者に対し適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護職員等は、看護小規模多機能型居宅介護計画(以下「介護サービス計画」という。)に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、在宅での生活が維持できるように支援する。
- 2 事業の提供にあたっては、利用者の有する能力に応じた心身の機能の維持回復、地域住民との交流や地域活動への参加を図る。
- 3 事業の実施にあたっては、東三河広域連合、関係市町村、地域の包括支援センター・ 保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるも のとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ① 名 称 介護看護多機能サービスマチニワ
 - ② 所在地 愛知県豊川市光明町一丁目19番地の10

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1)管理者 1名事業所を代表し、業務の総括にあたる。
 - (2) 従業者

介護支援専門員 1名

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切な事業が提供されるよう介護サービス計画及び居宅サービス計画の作成、取りまとめ、地域の関係機関との連絡・調整を行う。

看護職員 9名

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との密接な連携を行う。

介護職員 15名

事業の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。また、宿泊に対して1名以上の夜勤者を配置する。その他、登録者からの連絡を受けての訪問に対応するため、宿直者1名もしくは同等の待機者1名を配置する。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - (1) 営業日 年中無休とする。
 - (2) 営業時間
 - ① 通いサービス(基本時間) 午前9時45分から午後4時00分まで
 - ② 宿泊サービス(基本時間) 午後4時00分から翌午前9時45分まで
 - ③ 訪問サービス(基本時間) 24時間 ※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(登録定員及び利用定員)

- 第6条 事業所における登録定員は29人とする。
 - (1) 1日に通いサービスを提供する利用定員は18人とする。
 - (2) 1日に宿泊サービスを提供する利用定員は9人とする。

(事業の内容)

- 第7条 事業の内容は次のとおりとする。
 - (1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機 能 訓練を提供する。

- ① 日常生活の援助
- ② 健康チェック
- ③ 機能訓練
- ④ 食事支援
- ⑤ 入浴支援
- ⑥ 排泄支援
- ⑦ 送迎支援
- (2) 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、排泄等日常生活上の世話を提供する。

(3) 訪問サービス

利用者の居宅を訪問し、食事や入浴及び排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。また、医療支援を必要とする利用者については、医師の指示に基づき処置等を実施する。

(短期利用居宅介護)

- 第8条 事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、事業の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護(以下「短期利用居宅介護」という。)を提供する。
- 2 短期利用居宅介護は、事業所の登録者数が登録定員未満の場合に提供することができる。

(算定式)

事業所の宿泊室の数× (事業所の登録定員 - 事業所の登録者の数) ÷ 事業所の登録 定員 (小数点以下第1位以下四捨五入)

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用にあたっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が介護サービス計画を作成することとし、介護サービス計画及び居宅サービス計画に従い事業を提供する。

(利用料)

- 第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受ける。
 - (1) 宿泊は1泊につき3,000円
 - (2)食費は、利用した食事に対して朝食400円

昼食710円

おやつ160円

夕食580円

- (3) グループ活動費は1日につき150円
- (4) 洗濯代は1回につき440円
- (5) 文書料(居宅サービス医療費控除証明書等)は1通につき550円
- (6) 前各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担するべき費用は、実費を徴収する。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書 で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施区域は豊川市とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

- 第11条 介護職員等は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 介護職員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時における対応)

- 第12条 介護職員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他 緊急事態が生じたときは、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関に連 絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 2 前項の介護職員等が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当 を行わなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を 作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第14条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- 2 前項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、介護職員等の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を記した誓約書を職員 に提出させるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人信愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

 附則
 この規程は、平成28年
 1月
 1日から施行する。

 平成28年
 4月
 1日から施行する。

 平成30年
 7月
 1日から施行する。

 平成31年
 4月
 1日から施行する。

 令和
 元年
 5月
 1日から施行する。

 令和
 元年10月
 1日から施行する。

 令和
 2年
 6月
 1日から施行する。

 令和
 4年
 6月
 1日から施行する。

 令和
 6年
 2月
 1日から施行する。

 令和
 6年
 4月
 1日から施行する。